

幼保連携型認定こども園 城崎こども園 運営規程（園則）

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人城崎こども園（以下「本法人」という。）が、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）に基づき設置する幼保連携型認定こども園（以下「本園」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この規程は、認定こども園法施行規則第16条に基づく園則を兼ねる。

（名称及び所在地）

第2条 本園は、城崎こども園と称する。

2 本園の所在地は、兵庫県豊岡市城崎町湯島802-1に置く。

（施設の目的及び運営の方針）

第3条 本園は、利用する乳児及び幼児（以下「園児」という。）への教育・保育の一体的な提供を通して、その心身の健やかな育成に最もふさわしい生活の場を提供するものとする。

2 本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下「支援法」という。）、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領（平成20年告示）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年告示）、保育所保育指針（平成20年告示）に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

3 本園の教育・保育の目標は、次のとおりとする。

「あかるく、たのしく、なかよく」を教育及び保育の理念とし、園児の健やかな成長を支援し、幼児の善良な資質の涵養等、幼児教育を充実させ、極楽寺を母体とした仏教教育を基本として実りある次代を担う幼児の育成を目標とする。また、教育および保育にあたっては子どもの人権や主体性を尊重し、児童の最善の幸福のために日夜、保護者や地域社会と力を合わせ、児童の福祉を積極的に増進し、あわせて地域における家族援助を行う。なお、児童の福祉を積極的に進めるために職員は、豊かな愛情をもって接し、児童の処遇向上のため知識の習得と技術の向上に努める。また、家族援助のために常に社会性と良識に磨きをかけ相互に啓発するものである。

また、豊岡市における保護者や地域とのつながりを一層緊密にしながら、地域を愛する地域肯定の感情を育む。そして「明るく、正しく、仲良く」を目指していつも生き生きと幸せに満ち、一人でも、仲間ともよく遊び、正しく見、聞き、考え、創る子どもに育てる。

「明るく」

- ・くつろいだ雰囲気の中で情緒が安定し、意欲的に遊ぶ力を育む。
- ・歩く、走る、跳ぶなど戸外での活動を十分に楽しむ。
- ・自然の世界に多く触れ、豊かな体験を通して自分なりにものを考え、感じたり考えたりして、豊かな感性と創造性の芽生えを培う。

「正しく」

- ・運動や休息、栄養をとり、規則正しい生活を送り、自ら安全を守るような生活習慣及び態度を身につける。
- ・食事、排泄、睡眠、着脱衣、清潔など正しい習慣をくり返し自立

の芽生えを養う。

- ・生活の中で言葉への興味や関心を育て、豊かな情操、思考力、表現力の基礎を培う。

「仲良く」

- ・積極的に遊びや生活ができるようにし、自主協調といった社会生活の基礎となるような態度を養う。
- ・相手の人権を尊重し、思いやりのある心を育てる。

目標およびねらいを達成するために以下の活動を重点的に行う

1. 協同的な活動
2. 運動遊び(特になわとび)
3. リトミック
4. 座禅指導

(教育・保育の内容)

第4条 本園は、前条の目標を達するため、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育の内容に関する全体的な計画及び指導計画を編成し、小学校教育への円滑な接続に配慮した教育・保育を提供するものとする。

2 通常提供する教育・保育のほかに、以下の教育・保育を行う。

- (1) 延長保育事業
- (2) 一時保育事業
- (3) 休日保育事業
- (4) 障害児の受け入れ

3 本園は、子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用負担の可否等によって差別的取扱いをせず、かつ、特別の支援を要する家庭の子どもや特別な配慮を要する子どもの利用が排除されることのないよう、十分な配慮をもって運営するものとする。

(子育て支援)

第5条 本園は、園の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育保育方針、成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、クラス懇談会、個人面談、園便りなどを通じて保護者の理解と協力を得るものとする。

本園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。子どもや保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

2 本園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(給食及び食育)

第6条 本園の給食は、自園調理により提供するものとする。

2 給食の献立は、必要な給与栄養目標量を確保しつつ、発達段階、健康状態、嗜好等に十分配慮し、かつ、アレルギー、アトピー等にも配慮した内容とする。

3 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて、食の体験を豊富にし、食を営む力の基礎を培うため、食に関し配慮すべき事項を定めた食育計画を策定し、実施するものとする。

(地域における子育て支援)

第7条 本園は、在園児以外の地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、次の子育て支援に関する事業を実施する。

(1) まちの子育てひろば (子育て中の親子の場、交流の場の提供)

実施曜日：原則として、毎週月曜日、金曜日、実施時間：9時30分～14時

(2) 園庭開放

実施曜日：原則として、毎週土曜日、実施時間：9時～17時

(3) 育児相談

実施曜日：原則として、毎週月曜日、金曜日、実施時間：9時30分～14時

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第8条 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数(定数)及びその職務内容は、次のとおりとする。

(1) 園長 1名

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 副園長 1名

副園長は、園長を助け、その命を受けて園務をつかさどる。また、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。

(3) 主幹保育教諭 2名

主幹保育教諭は、園児及び地域の就学前子どもの保護者等に対する子育て支援活動等を行うとともに、園長及び副園長又は教頭を助け、その命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。

(4) 保育教諭

保育教諭は、園児の教育及び保育について、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(5) 栄養教諭(栄養士)

栄養教諭(栄養士)は、園児の発達段階に応じた献立を作成する等、栄養の指導及び管理をつかさどる。

(6) 調理員 3名

調理員は、献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(7) 学校医 1名

学校医は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第22条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(8) 学校歯科医 1名

学校歯科医は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第23条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(9) 学校薬剤師 1名

学校薬剤師は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第24条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(10) 事務職員又は用務員 1名

事務職員又は用務員は、事務又は園の諸用務に従事する。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、臨時にその他の職員を置くものとする。

(利用定員)

第9条 本園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

(1) 法第19条第1項第1号の子ども（3歳以上児で次号に該当するものを除く。以下「1号認定子ども」という。） 15人

年齢別内訳 3歳児 5名
4歳児 5名
5歳児 5名

(2) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。） 58人

(3) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。） 42人（うち、満1歳未満の子ども 10人）

(1号認定子どもの教育を提供する日・時間・提供を行わない日)

第10条 1号認定子どもの教育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、その週数は毎学年39週を下回らないものとする。

2 前項本文にかかわらず、教育の提供を行わない日を次のとおり別に定める。

(1) 学年始休業日 4月1日から4月8日まで

(2) 夏期休業日 7月21日から8月31日まで

(3) 冬期休業日 12月25日から翌年1月6日まで

(4) 学年末休業日 3月21日から3月31日まで

3 1号認定の子どもの教育を提供する時間は、原則として、8時30分から14時までとする。ただし、それ以外の時間帯において、保護者の希望により預かりが必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は14時から18時30分までの範囲内で、一時預かり（預かり保育）を提供する。

(2号認定子どもの教育・保育及び3号認定子どもの保育を提供する日・時間・提供を行わない日)

第11条 2号認定子どもの教育・保育及び3号認定子どもの保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月30日から1月4日）及び祝日を除く。

2 2号認定子どもの教育・保育及び3号認定子どもの保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定を受けた子どもに係る時間

7時30分から18時30分までの11時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間。ただし、それ以外の時間帯において、保護者の希望により保育が必要な場合は、22時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供する。

(2) 保育短時間認定を受けた子どもに係る保育時間

原則として、登園時間から8時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間。ただし、それ以外の時間帯において、保護者の希望により保育が必要な場合は、登園後8時間を過ぎてから22時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供する。

(学年及び学期)

第12条 本園の教育に係る学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の学年は、次の学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日から8月31日まで
- (2) 第2学期 9月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項)

第13条 本園は、市町村から教育・保育の実施について支給認定を受けた1号子どもから本園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

- (1) 利用定員に空きがない場合
- (2) 利用定員を上回る利用の申込があった場合
- (3) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

2 1号認定子どもについて、利用定員を超える入園申し込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。

- (1) 兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。
- (2) その他の者は面接により選考し、入園させる。

3 2号認定子ども及び3号認定子どもについては、支援法第42条の規定により、市町村が行った利用調整により本園の利用が決定されたときは、これに応じる。

4 本園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。

5 退園又は休園しようとする1号子どもは、支給認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。

6 本園の利用2号認定子ども及び3号認定子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。

- (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき
- (2) 支給認定保護者から本園の利用の取消しの申出があったとき。
- (3) 市町村が本園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

(豊岡市のあっせん、調整及び要請に対する協力)

第14条 本園は、豊岡市が行うあっせん、調整及び要請にできる限り協力するものとする。

2 利用申込を行った支給認定子どもが、本園の教育・保育を提供することが困難である場合は、豊岡市と連携を取り、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

(転園、休園及び卒園に関する事項)

第15条 転園及び卒園等による教育・保育の提供の終了に際しては、学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等と密接な連携をとり、当該子どもに係る情報の提供を通じて、円滑な接続に配慮するものとする。

2 園児の休園に際しては、保護者から届出を受けるとともに、休園事由によっては、必要な情報提

供等を継続し、園児の円滑な再登園に配慮するものとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第16条 本園は、利用した支給認定保護者から、当該市町の定める利用者負担額（保育料）について支払いを受けるものとする。

- 2 前項の保育料のほか、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価（特定負担額（いわゆる上乗せ徴収））について、あらかじめ、保護者に使途・金額・理由を説明し書面による同意を得たうえで支払いを受けるものとする。
- 3 前2項に加え、教育・保育の提供に関して実費で徴収する費用（いわゆる実費徴収）について、その都度、保護者に使途・金額・理由を説明し同意を得たうえで支払いを受けるものとする。
- 4 前各項の支払いを受けた場合は、当該保護者に領収証を交付するものとする。
- 5 第2項及び第3項の上乗せ徴収・実費徴収等の利用者負担については、別紙利用額のとおりとする。

(給付費の法定代理受領)

第15条 本園の利用に係る施設型給付費については、前条第1項の利用者負担額を控除した額について、本園が法定代理受領するものとする。

- 2 前項により受領した給付費の額については、定期的に支給認定保護者に書面で通知するものとする。

(安全確保)

第16条 本園は、園児の安全の確保を図るため、事故、加害行為、災害等により園児に生ずる危険を防止し、及び事故等により園児に危険又は危害が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 前項の安全の確保を図るため、次の各号に定める安全に関する事項について計画を策定し、実施するものとする。
 - (1) 当該幼保連携型認定こども園の施設及び設備の安全点検（每学期1回以上の系統的な点検及び日常的な点検）
 - (2) 園児に対する通園を含めた生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他
- 3 前項のほか、実情に応じて、危険等発生時において本園の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成し、以下の措置を講じるものとする。
 - (1) 園長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずる。
 - (2) 園児に危害が生じた場合において、当該園児及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた園児その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行う。
- 4 本園は、園児の安全確保にあたり、園児の保護者との連携を図るとともに、地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする

(緊急時等における対応)

第17条 本園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、区こども家庭支援課及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(事故防止及び発生時の対応)

第18条 本園は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、事故発生の防止のための指針・マニュアル等の整備
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が記録、報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底するための体制の整備
- 2 前項のため、本園に事故発生の防止のための委員会を設置するほか、職員に対する研修を定期的に行うこととする。
- 3 事故が発生した場合は、速やかに市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うほか必要な措置を講ずるとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を整備するものとする。
- 4 本園の責めに帰すべき賠償事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとし、そのための損害賠償責任保険に加入するものとする。

(非常災害対策)

第19条 本園は、火災、地震、風水害その他の非常災害に備え、取るべき措置について具体的計画を立てるとともに、これに対する不断の注意と訓練に努めるものとする。

- 2 前項の具体的計画のうち、消防法令に基づく消防計画については、策定及び変更の都度、所轄の消防署へ届出を行うものとする。
- 3 第1項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行うものとする。
- 4 非常災害における園児の安全確保については、日頃より、所轄の消防署その他の関係機関、地元住民等との連携を図るよう努めるものとする。

(保健及び環境、衛生)

第20条 園児と職員の健康の保持増進を図るため、学校保健計画を策定し、実施するものとする。

- 2 園児の健康診断は、学校保健安全法に基づき、入園時及び毎年度2回行う（そのうち1回は6月30日までに行うものとする。）ことを原則とする。
- 3 毎年度定期的に、国の定める環境衛生基準に基づき環境衛生検査を行うほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図るものとする。
- 4 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のため、対応指針を策定する等、必要な措置を講じるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第21条 職員は、いかなる場合にあっても、園児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる

行為その他以下の様な当該園児の心身に有害な影響を与えるいかなる行為もしてはならない。

- (1)殴る、競る等直接園児の身体に侵害を与える行為。
- (2)合理的な範疇を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
- (3)廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4)強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5)食事を与えないこと。
- (6)園児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7)乱暴な言葉使いや園児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8)施設を退園させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9)性的な嫌がらせをすること。
- (10)当該園児を無視すること。

- 2 本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。
- 3 職員は、入園児の虐待が疑われる場合には、入園児の保護とともに家族の養育態度の改善を図り、関係機関、区市町村に通報するものとする。

(苦情解決体制)

- 第22条 本園は、その提供した教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決体制を整備し、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 本園は、苦情に関し、市から求められた場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 その他苦情解決に関する事項は、別途、苦情解決に関する規程により定める。

(秘密保持)

- 第23条 本園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 本園は、園児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合又は正当な権限を有する警察機関等からの命令等による場合を除くほか、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得て行うものとする。
 - 3 その他秘密保持に関する事項は、別途、就業規則及び個人情報保護に関する規程により定める。

(教育・保育の質の評価)

- 第24条 本園は、教育及び保育、子育て支援事業の運営水準の向上を図るため、その運営状況について次のとおり自ら評価を行い又は評価を受け、運営改善のための必要な措置を講じるものとする。
- (1) 国の定めるガイドライン等に準拠して定期的に自己評価を行い、その結果を公表すること。
 - (2) 園児の保護者その他の関係者による評価を受け、その結果を公表するよう努めること。
- 2 前項のほか、本園は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めるものとする。

(記録の整備)

第25条 本園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画 5年間保存
- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録 5年間保存
- (3) 市町村への通知に係る記録 5年間保存
- (4) 支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録 5年間保存
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 5年間保存
- (6) 保育所児童保育要録・幼稚園幼児指導要録

当該児童が小学校を卒業するまでの間保存
(学籍に関する記録については20年間保存)

(会計)

第26条 本園の会計は、その他の事業の会計と区分して行うものとする。

2 その他会計に関する事項は、別途、本法人の経理規程等により定める。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

子の規定は、平成30年4月1日から施行する。

